指定管理者の候補者の選定結果

(1) 公の施設の名称及び所在地
　むつ市介護老人保健施設やげん
　むつ市大畑町観音堂２５番地１

(2) 指定管理者の候補者
　医療法人章士会　理事長　三上　史雄
　所在地　むつ市柳町一丁目８番２２号

(3) 指定期間
　令和９年４月１日～令和１２年３月３１日（３年間）

(4) 募集方法
　非公募

(5) 応募団体数
　１団体

(6) 指定までの経過
　選定委員会開催日　令和８年９月１７日、１０月９日（２回）

(7) 選定委員会の選定結果
　むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条に定める選定基準及び指定管理者制度運用指針に定める選定方法に基づき、業務・収支計画書等の評価採点及び評価意見により総合的に判断し、指定管理者の候補者に選定した。主な評価意見は以下のとおり。

○施設の設置目的に合致した管理運営が行われ、利用者の平等な利用が確保されること。
・利用者の平等な利用を図るため、全部署から選出されたメンバーが出席する入所判定会議において、病状の安定度、介護度、リハビリに対する忍容性、在宅復帰への期待度等を客観的に判断し、公正な合議の上で入所を決定する体制が整備されている。
・医療機関併設型介護老人保健施設としての利点を十分活用し、充実した人員配置により、医療・リハビリ・介護の提供を強化するとともに、より良質なサービスの提供を目指すことが示されている。

○施設の効用が最大限に発揮され、サービスの向上が図られること。

・職員の職種領域ごとに業務改善目標を設定しており、サービスの向上が期待される。また、大畑診療所に併設されていることから、医療スタッフと連携することにより、より質の高い介護サービスの提供が図られることが期待される。
・看護や介護等の職域別会議のほか、診療所と老健施設の合同会議も定期的に開催されており、常に利用者本位のサービス向上に努めていると評価される。

○管理経費の縮減が図られること。
・ほとんどを介護保険収入で賄う計画であり、指定管理料は発生していないものの、人件費が基準どおりであることが前提であるため、その計画どおり運営していただきたい。
・併設施設であるため、施設の維持管理経費は診療所と共同による負担が可能となっている。

○管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
・当医療法人は、長年にわたり地域に根ざした医療の提供と当施設の運営実績があり、施設管理を安定して行う十分な能力を有していると判断される。
・医師をはじめ薬剤師、作業療法士、理学療法士、管理栄養士、看護師など充実した組織体制のほか、自己啓発、介護技術向上、資格取得に向けた研修に努めている。